

千葉労働局版

業務改善助成金申請にあたっての注意事項

以下の内容を確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

1 申請書類について

申請書に添付する必要がある書類をまとめた「[交付申請チェックリスト千葉労働局版](#)」を千葉労働局のホームページに掲載しています。

チェックリストに記載されている[提出書類については全て提出されないと申請を受理することができず、申請書類一式を返戻させていただきます。](#)

特に、[地域別最低賃金改定日や交付申請期限の前2週間程度](#)は多数の申請が予想され、郵送された申請の返戻作業には時間を要します。返戻に際して事前連絡は行わないこと、郵送で返戻するため返戻する申請書類の到達には一定の期間を要することから、返戻の結果、賃金引上げ日や申請期限を徒過してしまい申請の機会が失われてしまうおそれがありますので、[期限には余裕をもって、申請書の記入漏れ及び資料の添付漏れがないように申請してください。](#)

2 賃金台帳について

申請書に添付する賃金台帳については、[給与明細ではなく、必須事項（労働基準法施行規則第54条に基づく①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥法定外労働時間数、法定休日労働時間数、深夜労働時間数、⑦基本給、手当その他賃金の種類ごとの金額、⑧一部控除がある場合はその額）が網羅されている賃金台帳の提出をお願いします。](#)

問い合わせ先

千葉労働局 雇用環境・均等室

賃金調査員

電話 043-306-1860